

○国土交通省告示第九百九十八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第一項及び第二十七条第一項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十三条第三項第二号、第一百二十六条の二第一項第五号、第一百二十六条の三第二項、第一百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号、第一百二十八条の七第三項第一号ロ、第一百二十九条第三項第一号ロ、第一百二十九条の二第四項第一号ハ並びに第一百三十七条の二の四第一号ロの規定に基づき、平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示

（平成六年建設省告示第千八百八十二号の一部改正）

第一条 平成六年建設省告示第千八百八十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十四条第三項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。
改 正 前	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十四条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

（排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正）

第二条 排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）  
（削る）

改 正 前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）  
（略）

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）  
（削る）

三 次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分

イ～ホ  
（略）

へ 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあっては（1）又は（2）のいずれか、居室にあっては（3）から（5）まで（特定配慮特殊建築物の居室にあっては、（4）又は（5））のいずれかに該当するもの

（1）～（4）  
（略）

（5） 床面積が百平方メートル以下で、令和七年国土交通省告示第九百八十九号に規定する基準に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの

ト  
（略）

四 次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分

イ～ホ  
（略）

へ 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあっては（1）又は（2）のいずれか、居室にあっては（3）から（5）まで（特定配慮特殊建築物の居室にあっては、（4）又は（5））のいずれかに該当するもの

（1）～（4）  
（略）

（5） 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

ト  
（略）

[REDACTED]

（通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ （略）

ロ 次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。

（略）

（2）（1） 天井又は壁の上部（床面から天井までの垂直距離に応じて、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして令和七年国土交通省告示第九百九十五号で定める部分をいう。以下同じ。）に設けること。

二 ハ・ニ （略）  
（略）

改 正 前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ （略）

ロ 次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。

（略）

（2）（1） 天井又は壁の上部（天井から八十センチメートル以内の距離にある部分をいう。以下同じ。）に設けること。

二 ハ・ニ （略）  
（略）

（難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部改正）

第四条 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の五第一項第一号口及び第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合に準ずる材料の組合せは、第一号又は第二号のいずれかに定める組合せとする。

一|| 次に定めるものとすること。

イ 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料であること。

ロ 壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。以下同じ。）又は難燃材料であること。

二|| 天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合においては、小屋組を含む。）の仕上げにあつては、特定準不燃材料（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号第一第一号に規定する特定不燃材料及び平成十二年建設省告示第十四百一号第一第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下この号及び第二号において同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等をいい、特定準不燃材料を除く。第二第二号において同じ。）であること。

改正前

第一 建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号口及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

一|| 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料であること。

二|| 壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料であること。

第二 令第百二十八条の五第一項第一号口及び第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、次の各号に掲げる居室の区分に応じ、当該各号に定めるところによりすることとする

第二 建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号口及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、第一第二号の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところに

る。ただし、第一号に掲げる居室である場合において、実験によつて防火上支障がないことが確かめられたときは、この限りでない。

一 第一第一号の木材等に係る内装の仕上げの居室 次に定めるところによること。

イ 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

ロ 木材等の取付方法は、次の(1)又は(2)のいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

- (1) 木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。
- (2) 木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

二 第一二号の特定準不燃材料又は難燃材料等に係る内装の仕上げの居室 令和七年国土交通省告示第九百九十一号第一第一項第二号イに定める基準に適合するものであること。

よりすることとする。ただし、実験によつて防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

二 木材等の取付方法は、次のイ又はロのいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

- イ 木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。
- ロ 木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件の  
一部改正）

第五条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める

件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ・ハ（略）

二 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和七年国土交通省告示第九百九十六号第二第一号及び第二号に掲げる部分を除く。第三号口において同じ。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。

- (1) 令和七年国土交通省告示第九百九十七号第一第二号イに規定する通路である場合 一・五メートル  
(2) (1)に掲げる場合以外の場合 三メートル

ホ・ヘ（略）

三 地階を除く階数が二で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一（い欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表（二）項から四項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にある

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ・ハ（略）

二 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。第三号口において同じ。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。

（新設）

ホ・ヘ（略）

三 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一（い欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表（二）項から四項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にある

ものであつて、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

四 イ (略)  
ロ 建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合している建築物又は令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一号に規定する火災抑制等建築物であつて、その周囲に幅員が一・五メートル以上の通路が設けられているものについては、この限りでない。  
ハ (1) (3) (略)

ものであつて、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

四 イ (略)  
ロ 建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

（特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件の一部改正）

第六条 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一（略）

四 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合するもの又は令第百二十六条の三第二項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたものであること。

五（略）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一（略）

四 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

五（略）

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第七条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。
一次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。 イ～ヘ （略） ト 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和七年国土交通省告示第九百九十六号第二第一号及び第二号に掲げる部分を除く。）に次の一又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。 (1) 令和七年国土交通省告示第九百九十七号第一第二号イに規定する通路である場合 一・五メートル (2) (1)に掲げる場合以外の場合 三メートル チ・リ （略）

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。
一次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。 イ～ヘ （略） ト 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。 チ・リ （新設） 二 （略） 三 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

四

(1) い。  
(2) (略)

□ 周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物又は令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であつて、その周囲に幅員が一・五メートル以上の通路が設けられているものについては、この限りでない。

四

(1)  
(2) (略)

□ 周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

（区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件等の一部改正）

第八条 次に掲げる告示の規定中「突出した垂れ壁」の下に「又ははり」を加え、「不燃材料で造り、又は」を「準耐火構造であるもの（その下端から床面までの垂直距離が令和七年国土交通省告示第九百九十四号に定める距離以上であるものに限る。）又は不燃材料で造り、若しくは」に改める。

一 区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件

（令和二年国土交通省告示第五百九号）第二号イ

一 階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十号）第二号イ

三 建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十一号）第二号ロ(1)

（建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第九条 建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（令和六年国土交通省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを削る。

改 正 後

改 正 前

第五 令第百三十七条の二の四第一号口の規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、延焼のおそれのある部分とする。

（削る）

第五 令第百三十七条の二の四第一号口の規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 延焼のおそれのある部分

二 火熱遮断壁等（令第百九条の八に規定するものをいう。以下同じ。）で区画された増築又は改築に係る部分とその他の建築物の部分との外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある外壁の部分

第六 令第百三十七条の二の四第一号口に規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。

（削る）

第六 令第百三十七条の二の四第一号口に規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、次の各号（第五第一号に該当する部分についてでは、第一号）に掲げるものとする。

一 平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの  
二 当該外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされているもの

## 附 則

### （施行期日）

1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

（建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

2 建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

〔別表第二一一の項排煙口の位置の項に欄中「平成十二年建設省告示第千四百三十六号第三号又は」を削る。〕

（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしてすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正）

3 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（令

和二年国土交通省告示第二百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第三号中「第四号口」を「第三号口」に改める。